

平成19年度愛知県環境審議会水質部会（第2回） 会議録

1 日時

平成20年1月18日（金）午前10時から午前11時まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室

3 出席者

（1）委員

藤江部会長、小野委員、丹羽委員、服部専門委員、堀田専門委員、湯地専門委員、岩元特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、前崎特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長補佐）、金井特別委員（代理：中部地方整備局企画課長補佐）、中田特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課課長補佐）、宮本特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長）（以上11名）

（2）事務局（愛知県環境部）

山本技監、（水地盤環境課）猿渡課長、坂井主幹、中根課長補佐、岩田主任主査、横井主査、後藤技師、宮澤主事（環境調査センター）片岩水圏部長

4 傍聴人等

なし

5 議事

・会議録への署名は堀田委員、湯地委員が行うこととなった。

（1）平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

・資料1、2及び参考資料について事務局から説明。

<質疑応答>

[委員] 資料1のローリング調査で、河川における健康項目について、「過去の検出状況から、毎年度調査すべきと判断される地点・項目については、毎年度調査する」とあるが、実際に測定計画でこのような地点・項目はあるのか。

[事務局] 例えば資料2の4ページ、地点番号12「比良新橋」、地点番号13「新川橋」はローリング調査地点だが、比良新橋ではテトラクロロエチレンを、新川橋ではジクロロメタン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンを、ローリング調査に関係なく、毎年度調査を実施している。

[委員] 汚染井戸周辺地区調査は、これまでの実績を考慮すると来年度は何件ぐらい実施することになりそうか。そして、それらは全て定期モニタリング調査に移行していくのか。

[事務局] 汚染井戸周辺地区調査は汚染原因の究明や汚染範囲の確定のために実施するために数が多くなりますので、発端の井戸及び発端から見て地下水の下流方向の井戸の2本を基本として定期モニタリング調査に移行することとしている。
新たに地下水の汚染が判明した事例数としては、平均的に毎年20事例近く判明している。汚染が判明した場合は事例ごとに個別に公表している。

[委員] 追加された塩化ビニルモノマーについて、ちょうど今から30年くらい前に原料として使用していた事業者の社員から相談を受けたことがあったが、20年度の調査はそういった汚染があった地域や使用履歴等を考慮した地点で実施するのか。

[事務局] 概況調査については県内全域の汚染の状況を把握することが目的であり、特定の汚染の監視ではないため、県内を広く調査することとしており、必ずしも使用履歴のある事業場の近くの地点ではない。

[委員] ということは現在、健康被害はないということでしょうか。

[事務局] 新たに追加された物質について、現在、健康被害はないと考えている。

- ・ 本案件については、愛知県環境審議会条例第8条第5項及び愛知県環境審議会運営規定第5条第1項の規定に基づき、部会の決議をもって審議会の決議とすることについて事前に愛知県環境審議会会長の同意を得ている。
- ・ 「平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」は、水質部会の決議を得たため、原案のとおり知事に答申することとなった。

(2) その他

特になし